

資産運用報告の適正性に関する確認書

2020年11月13日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地	東京都港区赤坂一丁目14番15号
不動産投資信託証券発行者名	タカラレーベン不動産投資法人 (コード：3492)
代表者の役職・氏名 (署名)	執行役員 石原雅行

本投資法人の執行役員である石原雅行は、本投資法人の2020年3月1日から2020年8月31日までの第5期営業期間の資産運用報告の提出時点において、当該資産運用報告における「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。私が不実の記載がないと認識するに至った理由は下記のとおりです。

記

1. 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。本投資法人は、投信法の定めにより、資産の運用に係る業務等をタカラPAG不動産投資顧問株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）に、資産保管業務、機関運営、会計事務に関する一般事務及び投資主名簿管理等に係る一般事務を三井住友信託銀行株式会社（以下「一般事務受託者」といいます。）に委託しております。また、本投資法人の会計監査人は、PwC あらた有限責任監査法人です。

2. 資産運用報告の作成プロセス

一般事務受託者が作成した会計帳簿をもとに、本資産運用会社にて必要な情報を加味し、資産運用報告案を作成しております。資産運用報告の記載内容については、必要に応じて法律事務所及び税理士法人等の外部専門家の助言を受けるとともに、会計監査人による監査を受けております。なお、作成された資産運用報告は、2020年10月13日開催の本投資法人の役員会で承認されております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 一般事務受託者が適切に作成した会計帳簿及び本資産運用会社が保有する本投資法人に係る重要な情報等に基づいて、当該資産運用報告が作成されていることを確認していること。
- (2) 本資産運用会社において、本資産運用会社が定める社内規程に基づき、必要な内部手続きを経て資産運用報告の提出について承認していること。
- (3) 本投資法人の執行役員として、本投資法人の資産運用の状況について、本資産運用会社より必要な情報の報告を受け、報告された事項と資産運用報告に記載されている事項に相違がないことを確認していること。

- (4) 本投資法人の会計監査人である PwC あらた有限責任監査法人より、会計に関する記載内容について、投信法第 130 条に規定される会計監査を受け、その監査報告書を受領していること。
- (5) 法令に関する事項について法律事務所（長島・大野・常松法律事務所）より、助言及び確認を受けていること。
- (6) 税務に関する事項について、税理士法人（PwC 税理士法人）より、助言及び確認を受けていること。

以上